

注記（一般会計等）

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
 - イ 昭和 60 年度以降に取得したもの
取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
 - 取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価
 - 取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準

- ① 満期保有目的有価証券
償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
 - ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末日における市場価格
 - イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価
- ③ 出資金
 - ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末日における市場価格
 - イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除きます）・・・・・・・・定額法
- ② 無形固定資産（リース資産を除きます）・・・・・・・・定額法
- ③ リース資産
 - ア 所有権移転ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却費と同一の方法
 - イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
・・・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額の差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金、貸付金の徴収不能に備えるため、過去5年間の平均不能欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理。

ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のリース取引及びリース期間が1年以内のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行なっています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手元現金、要求払預金）及び現金同等物。

なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品は、取得価額又は見積価額が100万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取り扱いに準じます。

2. 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3. 重要な後発事象

該当ありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定 債務額	履行すべき額が確定していない損 失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
岡山県信用保証協会	-	30 百万円	573 百万円	603 百万円

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

7 件 339 百万円（会計年度末における訴訟金額）

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、用品調達費特別会計、災害遺児教育年金事業費特別会計、公共用地取得事業費特別会計、学童校外事故共済事業費特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計、公債費特別会計、岡山市立総合医療センター病院事業債特別会計

② 一般会計等と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられており、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	5.4%	-

⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額

22,509 百万円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 財務書類の対象となる会計の変更

該当ありません

② 売却可能資産の範囲及び内訳は次のとおりです。

ア 範囲

売却がすでに決定している又は近い将来売却が予定されていると判断される資産

イ 内訳

土地 34 百万円（1 件）

③ 減債基金に係る積立不足額

積立不足はありません

- ④ 基金借入金（繰越運用）
 会計年度末における基金借入金（繰越運用）はありません。
- ⑤ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 337 百万円
- ⑥ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素
- | | |
|-----------------------------|-------------|
| ア 標準財政規模 | 201,343 百万円 |
| イ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 | 715 百万円 |
| ウ 将来負担額 | 528,195 百万円 |
| エ 充当可能基金額 | 82,649 百万円 |
| オ 特定財源見込額 | 66,437 百万円 |
| カ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 | 387,164 百万円 |
- ⑦ 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表上に計上されたリース債金額 45 百万円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

- ① 固定資産等形成分
 固定資産の額に流動資産における基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）
 純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支 ▲3,395 百万円
- ② 一時借入金
- 資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。
 なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。
- | | |
|-------------|------------|
| 一時借入金の限度額 | 40,000 百万円 |
| 一時借入金に係る利子額 | 0 百万円 |